

## 令和2年度社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士国家試験に係る新型コロナウイルス感染症に関する試験運営の対応方針について

### 1. 基本的な考え方

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験は、1つの会場に集合して行う形となるものの、試験中は基本的に試験問題を解くことに集中し、他者との交流や接触は抑制されるため、感染リスクは低位に分類されるものであるとも言える。

このため、受験者の受験機会を確保し、専門的知識と技術を有する人材を確保していくため、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、受験者の多くが高齢者福祉施設等の職員であること等を踏まえ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための防止対策を講じて試験を実施する。

### 2. 試験会場の衛生管理体制等の構築

新型コロナウイルスの感染及びその拡大を防止するため、試験会場を設置・運営する場合の基本的な事項（事前準備、試験当日、試験終了後）を定めて対応する。

ただし、それぞれの試験会場の状況や感染リスクの状況等を踏まえ、必要な対応を図る必要があるため、必ずしも合致しない部分も生じ得るが、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減する防止対策を講じて対応する。

なお、新たな政府方針、ガイドラインが示された場合等、環境の変化に応じ、必要な見直しを行う。

#### (1) 事前準備

##### ① 試験室の確保

ガイドライン等では、可能な限り受験者の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいとされており、これに沿った対応を行う。

ただし、受験者の人数が通常使用時の収容定員の半分程度を超える試験室がある場合は、当該試験地の会場確保状況により、感染防止を念頭に座席の間隔を調整する等、効果的な運営を行う。

##### ② 試験室の座席間の距離の確保

受験者の座席配置は、おおむね1メートルの間隔を確保する。1メートル程度の間隔を確保できない場合は、可能な限り距離を離して、換気を十分に行う等の対応を行う。

試験会場により、使用条件が定められている場合は、それに従う。

③ マスク、アルコール消毒液の準備

試験会場でのマスク着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの配付を行う。また、試験会場入口及び試験室入口にアルコール消毒液を設置する。

④ 試験監督員等の体調管理等

試験監督員等は、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとした基本的な感染防止対策に努める。また、他の疾患等への罹患リスクを低減するため、インフルエンザワクチン接種、その他予防対策に努めるよう委託会社を通じて促していく。

試験監督員等は、試験前7日程度を目安に、朝等に体温測定を行うよう委託会社を通じて要請する。発熱（37.5度以上）や咳、だるさ、息苦しさ、嗅覚・味覚の異常等の症状（以下「体調不良」という。）を申し出る者がいた場合に備え、代替の試験監督員等を確保する。

⑤ 看護師の配置

発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある受験者の対応に備えて、看護師を配置する。

⑥ 試験室の机、椅子等の消毒

試験前に消毒用アルコール剤等を使用し、拭き取り消毒を行う。連続して2日間の試験が実施される場合は、1日目の試験終了後に試験室の机、椅子等の拭き取り消毒を徹底する。

⑦ 介護福祉士（実技試験）の実施

受験前の控室等での座席配置は、おおむね1メートルの間隔を確保し、マスク着用を義務付けて会話を控えること等を促す。

受験者には、受験前の控室等で薄手のゴム手袋を配付する。受験者は、ゴム手袋を着用後、消毒用アルコール液で手指消毒を行い試験室に入室する。

試験室で、採点委員、試験補佐員、試験モデル（「試験室内関係者」という。）は、マスク、フェイスシールド、薄手のゴム手袋を着用して実技試験を行う。試験室内関係者は、受験者ごとに手指消毒を行い、必要に応じて、試験室の原状復帰に併せ試験物品等の拭き取り消毒を行う。また、試験室の出入口のドアは常時開放し、換気する。

受験者は、試験終了後、ゴム手袋を所定の場所に廃棄して退室する。

⑧ トイレの使用

利用後の手洗い等を促す表示物を掲示する。また、トイレのハンドドライヤーは利用を停止し、トイレ内については換気に注意を払う。混雑を緩和するため、必要に応じ、男性トイレを女性トイレに転用する等、試験会場に応じた対応を行う。

⑨ 付添人控室の設置

受験者及び試験監督員等以外の者の試験会場への入場は認めない。

ただし、障害のある配慮受験者への付き添いに限り、受験者と同等の感染防止対策を講じることを条件に入場を認める。この場合、試験開始から終了まで（昼食時間等を除く）は、付添人控室で待機する。

⑩ 新型コロナウイルス感染症の対応についてホームページ等で案内

新型コロナウイルス感染症への対応について、試験センターホームページ等で案内し周知徹底を図るとともに、受験者からの問い合わせに適切に対応する。

(2) 試験当日の対応

① 試験監督員等の対応

試験監督員等に対し、試験会場にて検温を実施する。

体調不良がある場合は、その旨を申し出るよう案内する。

試験監督員等は持参したマスクを着用するとともに、配付されるフェイスシールドを着用する。受験者と近距離で対面する場合に備えて、必要に応じてゴム手袋を着用する。

② 試験会場への入場方法

試験会場への入場時の密集を回避するため、試験開始までの時間に余裕を持って開場し、受験者の適切な間隔を確保し誘導する。また、会話を控えること等を案内する。

③ 試験会場入口での対応

受験者に対し、試験開始前に非接触型体温計又は体温測定器等を活用し、検温を実施する。

また、発熱（37.5度以上）や体調不良がある場合は、その旨を申し出るよう案内する。

④ マスク着用の義務付け

受験者及び試験監督員等に対し、試験会場でのマスク着用を義務付ける。受験者本人の確認を行う際は、一時的にマスクを外させる。試験会

場ではマスクを廃棄せず、自宅まで持ち帰るよう周知徹底する。会話や接触をできるだけ控えるよう案内するとともに、密集しないよう注意喚起していく。

⑤ 試験室ごとに手指消毒の義務付け

受験者及び試験監督員等に対し、試験室への入退出を行う際、アルコール消毒液による手指消毒を義務付ける。

⑥ 発熱・体調不良がある受験者への対応

発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある受験者を発見した又は受験者から申し出があった場合は、試験監督員等が症状を確認する。発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある受験者を確認した場合は、外部からの感染源を持ち込まないようにするため帰宅を促す。予備室等での受験は認めない。

⑦ 体調不良を申し出た試験監督員等への対応

試験監督員等から発熱（37.5度以上）や体調不良の申し出があった場合は、代替の試験監督員等と交代し、速やかに帰宅させる。

⑧ 換気の実施

換気は、建物の構造、天候等で大きく事情が異なってくるため、一律に目安を示すことは難しいが、原則、実施する。基本として、午前の試験開始前及び昼食時に、できるだけすべての窓を最低10分以上開放する。窓がない部屋にあっては、出入口を開放する又は備え付けの換気扇がある場合は換気扇を活用する等、できる限りの対応を行う。ただし、試験会場により都道府県等からの要請や試験会場の使用条件等が定められている場合は、それに従う。

⑨ 昼食時の対応

受験者に昼食の持参と試験室の自席での食事を要請し、会話や接触をできるだけ控えるよう案内する。特に、対面形式での向かい合っでの食事、机・椅子の移動を厳に慎むよう促し、できるだけ密集しないように注意喚起していく。

ただし、試験会場によっては使用条件等から、試験室内で飲食が認められない場合もあるため、必要な対応指示を現地で行う。

なお、昼食中も、会話する場合は、マスクを着用すること。

また、弁当の容器、ペットボトル等のごみは、各自自宅まで持ち帰るよう案内する。

### (3) 試験終了後

#### ① 試験室の机、椅子等の消毒

使用した試験室の机、椅子等は、72時間以上使用しない場合、消毒は必要ないとされていることを踏まえ、試験終了後、試験会場からの要請や借用条件に応じて、消毒用アルコール剤等を使用し拭き取り消毒を行う。

#### ② 試験終了後の試験室からの退出

退出時の密集を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ試験室ごとや試験室内の列ごと等に退出の順番を決めて、一定間隔を空けて退場するよう誘導し、複数の出口や門を使用する等の工夫を行う。

#### ③ 保健所等関係機関との連携・協力

試験会場において、受験者から感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定のため、受験者の連絡先等の個人情報等を保健所等関係機関に対し提供することがある旨をあらかじめ案内する。

### 3. 受験者に対する要請事項

新型コロナウイルスの感染及びその拡大を防止する観点から、受験者が安心して受験できる環境を整えるため、次のことを遵守いただく。

#### (1) 体調管理、医療機関での受診

試験当日まで体調管理に十分配慮し、発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある受験者は、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

#### (2) 受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院又は宿泊療養等の解除が認められていない者

保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、自宅待機の解除が認められていない者

海外から入国し、検疫所が指定した施設又は自宅等での待機の解除が認められていない者

試験当日、発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある者

#### (3) 試験当日における対応

発熱（37.5度以上）や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある受験者に対しては、外部からの感染源を持ち込まないよ

うにするため、試験室へ入室させず帰宅を促す。

(4) その他の留意事項

試験会場では、マスクを持参のうえ必ず着用すること。

試験室への入退出の際には、アルコール消毒液による手指消毒をすること。

なお、アルコール消毒液を持参使用しても差し支えない。

昼食を持参し、ごみは持ち帰ること。

試験会場では、会話や接触を控え、会話をする必要がある場合は、可能な限り真正面を避けること。

感染防止の観点から、原則、換気を行うため、ひざ掛け等を用意すること。

試験監督員等の指示に従わない場合や、受験票及び本試験運営の対応方針の記載事項を守らない場合は、受験できない又は試験無効とする場合があること。